

宮川・水上地区の土地利用に関するパブリックコメントの実施

◆アピールポイント	●日本平久能山スマート IC 南側の「宮川・水上地区」の最適な土地利用に向けた、(1)静岡市大規模集客施設制限地区建築条例に係る「審査基準(案)」及び(2)静岡市良好な商業環境の形成に関する条例に基づく「指針の一部改正(案)」に関するパブリックコメントを実施します。
◆募集期間	令和6年11月22日(金)から12月23日(月)まで
◆概要	<p>【趣旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●現在、宮川・水上地区では、組合(地権者組織)による土地区画整理事業が進められており、公共施設(道路等)の整備や土地造成が完了後には、進出企業等により土地利用が開始されます。 ●本地区の土地利用に向けては、静岡市大規模集客施設制限地区建築条例(以下、建築条例)による「大規模集客施設の延床面積」、静岡市良好な商業環境の形成に関する条例・指針(以下、商業条例・指針)による「小売店舗の売場面積」の2つの規定が適用されます。 ●宮川・水上地区の最適な土地利用を図るため、市民の皆さまからご意見を募集します。 <p>【募集の対象】</p> <p>(1)建築条例に係る「審査基準(案)」の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ●延床面積の上限を20,000平方メートルとし土地の最大限の活用を図ります。 <p>(2)商業条例に基づく「指針の一部改正(案)」の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ●宮川・水上地区の一部を新たに「広域交流拠点型商業環境形成ゾーン」に位置付け、県内外からの広域的な集客を図るための商業集積方針とします。 ●静岡市大規模集客施設制限地区建築条例第3条第1項第1号の規定による認定を受ける建築物については、小売店舗の売場面積の上限を12,000平方メートルとし、土地の最大限の活用を図ります。 <p>【資料配布場所・意見の提出方法等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市ホームページ、各区役所の市政情報コーナーなどで資料の配付(閲覧)しています。 ●ご意見は電子申請又はFAX,郵送,持参によりご提出ください。パブリックコメントの詳細は、市ホームページからご確認ください。 <p>(1) 建築条例に係る「審査基準(案)」のパブリックコメント URL: https://www.city.shizuoka.lg.jp/s9824/s012523.html</p> <p>(2) 商業条例に基づく「指針の一部改正(案)」のパブリックコメント URL: https://www.city.shizuoka.lg.jp/s5478/s003802.html</p>

別紙資料 無
【問合せ】【審査基準】 大谷・小鹿まちづくり推進課(駿河区西大谷12番9号)

担当 宮崎、原田 電話 054-238-1981

【指針の一部改正】 商業労政課(清水庁舎5階)

担当 横田、藤原 電話 054-354-2306